



令和5年度

退職後の生活を考える会資料

～退職互助部について～



一般社団法人宮崎県教職員互助会



『人生100年』と言われる時代！

「自分の人生を自分らしく生きるため」に！



退職後を安心して心豊かに過ごしていくためには・・・

三つの  
要素

健康

生きがい

お金  
(経済の安定)

現職中

変化

退職後

何が必要？どう備える？





退職互助部（退互部）は、「退職すると年金生活になり、将来が不安である」という会員の声から、退職後もお互い助け合っていこうという目的で昭和43年に発足しました。

- **退互部の加入者数**（令和5年9月1日現在）  
11,176名  
（会員7,707名 配偶者3,469名）
- **最高年齢**105歳      **平均年齢**75.8歳

- 令和4年10月より、後期高齢者の窓口自己負担割合が、1割から2割になりました。
- 令和5年4月より、定年延長制度が始まりました。

令和6年度より、  
加入掛金、療養補助金の給付額を改定します。



# 1) 加入資格について①



## 〈退職者本人〉

現職会員であった期間 **10年以上**、かつ  
**45歳以上**で退職した方

## 〈配偶者〉

退職互助部加入資格を有した方の配偶者で、  
**45歳以上**の方

- ☆ 既往症などの病歴の告知義務はありません。
- ☆ 現在、**通院・入院中**の方も加入できます。
- ☆ 退職後、**宮崎県外**に居住する方(予定の方)も加入  
できます。



## 1) 加入資格について②



退職日において現職会員であった年数が継続して10年に満たない場合でも、退職日まで1年以上在会していれば、不足年数1年につき1万円を納入することで加入することができます。

### 特例

次のすべてに該当する場合は加算は行いません。

- (1) 平成31年以降の新規採用者で採用日から定年退職日まで10年未満である場合
- (2) 採用日から1年以内に入会し、かつ、定年退職である場合

## 2) 加入掛金について



加入時1回だけの掛金で、「生涯保障」を受けられます

現 行	令和6年4月より
<ul style="list-style-type: none"><li>• 55歳以上一律55万円</li><li>• 55歳から年齢が1歳下がるごとに1万円を加算</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 61歳以上一律69万円</li><li>• 61歳から年齢が1歳下がるごとに2万円を加算</li><li>• 53歳以下一律85万円</li></ul>

在会年数が10年に満たない場合

加入掛金 + 不足年数 × 1万円



# 加入掛金を年額、月額に換算した場合

(例) 令和6年3月(令和5年度)末に、60歳で退職  
(在会10年以上)の場合

$$69\text{万円} + 2\text{万円} = 71\text{万円}$$

71万円 ÷ **60歳の平均余命**  
男性：23.59年  
女性：28.84年



男性	年額	約30,097円
	月額	約2,508円
女性	年額	約24,619円
	月額	約2,052円



# 民間の医療保険と比較してみると・・・

価格.com 保険 powered by kakaku.com insurance

(参照：令和5年8月)

<試算条件>

60歳 男性 入院給付金5,000円 保険期間：終身

4,435円 × 12ヶ月 × 23.59年 = 1,255,460円

『教職員互助会』

60歳で加入の場合  
(在会10年以上)

掛金710,000円

710,000  
÷ 24年 ÷ 12ヶ月  
= 2,508円

## 終身医療保険

自由設計プラン 入院給付日額：5,000円・60日型/手術給付金等の型：I型10倍/先進医療・患者申出療養特約(引受基準緩和型) 保険期間・保険料払込期間：終身

月払保険料：4,435円 見積もり・申し込み

試算条件 60歳 男性 入院給付金：5,000円 入院一時 保険期間

### 商品概要

健康に不安がある方も、持病や病歴がある方も入りやすい一生保障の医療保険！

「引受基準緩和型」  
持病があっても  
入れる！

### 3) 加入掛金の納入①



退職に伴って、「セカンドライフ助成金等」の給付があります。

【セカンドライフ助成金等】とは・・・

退職に伴う給付のことで・・・

セカンドライフ  
助成金



退職互助部  
加入積立  
給付金



特弔退会  
給付金



合計

現職中の在会年数や掛金の額によりセカンドライフ助成金等はそれぞれ違います。

セカンドライフ助成金等の詳細は、退職に伴う諸手続きの書類と一緒に送ります。

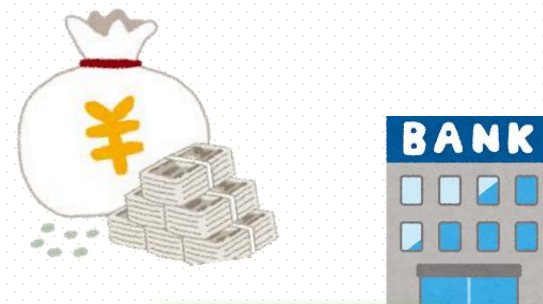
参考) 令和4年度定年退職者の

セカンドライフ助成金等の平均給付額

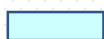
約165万円



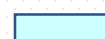
### 3) 加入掛金の納入②



セカンドライフ  
助成金等



貸付  
残金



加入  
掛金

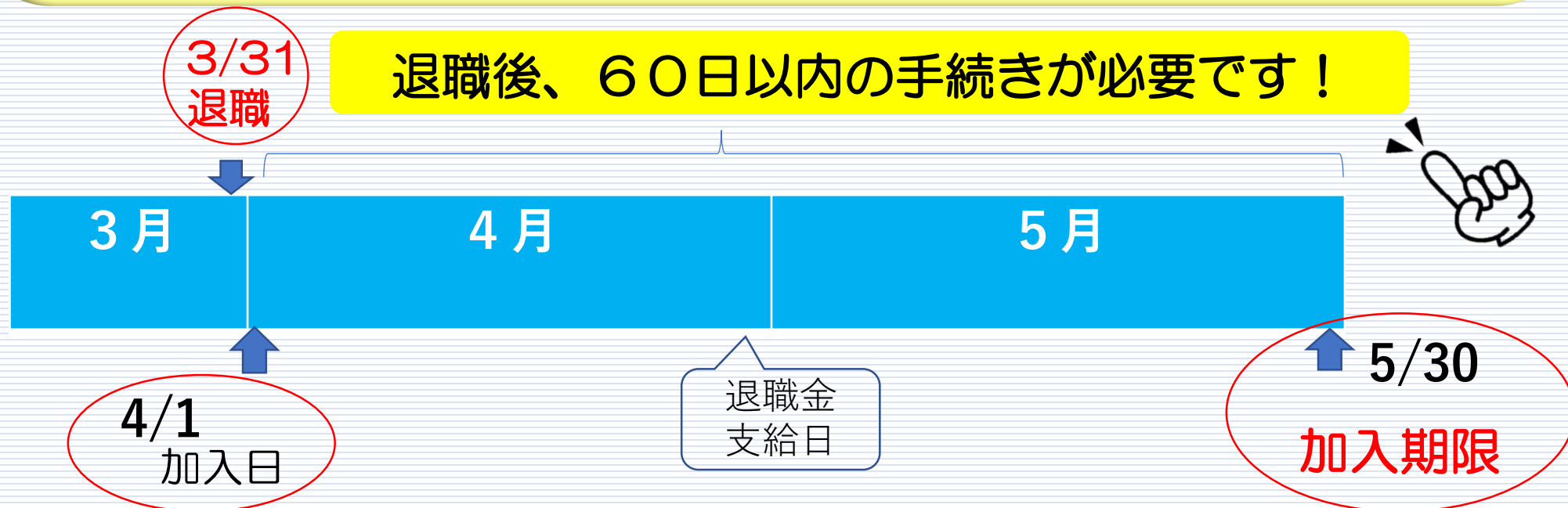
※残金がある場合：本人名義の指定口座に送金

※不足する場合：銀行振り込み等により別途納入

給付金を掛金に振り替えるため、**貸付残金がない**、もしくは**貸付残額が少ない**場合には、給付金のみ（手出し不要）で**加入**できます。

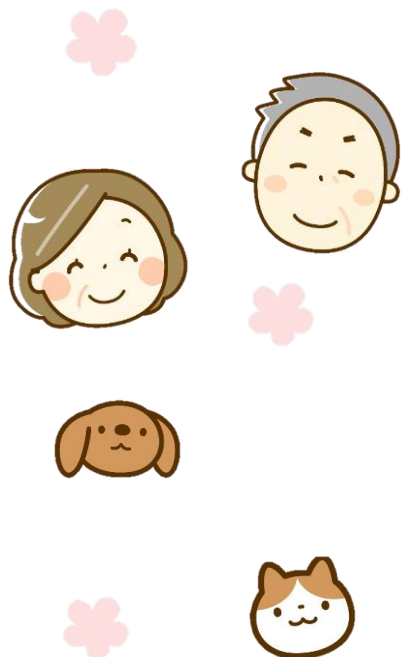
# 加入期限等について

- 【加入手続き】・・・「退職互助部加入届」の提出が必要です。
- 【加入期限】・・・退職後⇒【60日以内】  
※再就職、再任用（暫定再任用、定年前再任用）等の有無にかかわらず、全員が加入期限内の手続きが必要です。  
（再就職期間、再任用等期間が終わってからでは、加入できません！）
- 【加入日】 退職の翌日



# 令和5年度 退互部 事業一覧

事業名	事業の概要												
1 療養補助金	<p>疾病又は負傷によって療養を受けたときに給付            給付額：1件につき自己負担額から2,000円を控除した額の8割            ・単年度受診分の給付限度額 500,000円</p> <p>※ 令和6年度より給付内容が変わります。</p>												
2 障害給付金	<p>会員が身体障害者手帳等の交付を受け、かつ重度心身障害者医療費受給資格者の場合、年度1回5,000円を給付</p>												
3 長寿祝金	<table border="0"> <tr> <td>70歳（古希）</td> <td>5,000円</td> <td>77歳（喜寿）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>88歳（米寿）</td> <td>20,000円</td> <td>99歳（白寿）</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	70歳（古希）	5,000円	77歳（喜寿）	10,000円	88歳（米寿）	20,000円	99歳（白寿）	30,000円				
70歳（古希）	5,000円	77歳（喜寿）	10,000円										
88歳（米寿）	20,000円	99歳（白寿）	30,000円										
4 宿泊補助	<p>指定宿泊施設に宿泊したときに補助            ただし、年度内の総泊数の上限は15泊            補助額：県内 1,500円 県外2,000円</p>												
5 人間ドック補助	<table border="0"> <tr> <td>・1日健診</td> <td>自己負担</td> <td>： 6,000円</td> <td>定員250名</td> </tr> <tr> <td>・頭部MR I 検査</td> <td>自己負担</td> <td>： 8,000円</td> <td>定員200名</td> </tr> <tr> <td>・眼科検診</td> <td>自己負担</td> <td>： 2,000円</td> <td>定員200名</td> </tr> </table>	・1日健診	自己負担	： 6,000円	定員250名	・頭部MR I 検査	自己負担	： 8,000円	定員200名	・眼科検診	自己負担	： 2,000円	定員200名
・1日健診	自己負担	： 6,000円	定員250名										
・頭部MR I 検査	自己負担	： 8,000円	定員200名										
・眼科検診	自己負担	： 2,000円	定員200名										



# 療養補助金制度について



📌 「**病気**」や「**ケガ**」による「**通院・入院**」に要した「**医療費**」について給付します。  
※通院・入院日数の限度なく給付します。

📌 「**健康保険**」の適用分が給付の対象です。  
※疾病・診療科を問いません。

📌 「**1件（1レセプト）**」ごとに給付額の算定をします。

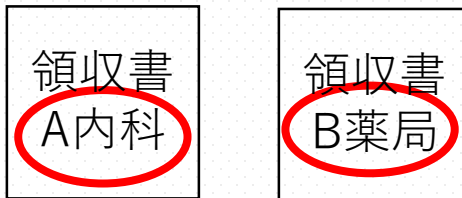
# 【1件（1レセプト）とは？】



ひと月の保険適用分の支払いを  
「保険証毎」「医療機関毎」「入院・外来毎」  
に分けたものです。

同じ  
健康保険証を  
使った場合

4月受診



1件

1件

2件

8月受診



1件

「内科」と「処方箋薬局」



医療機関が別 ⇒ 2件

受診月、医療機関が同じ ⇒ 1件

※民間の「医療保険」では  
対象にならない  
「歯科治療」も対象です！



## 療養補助金の給付について



現 行	令和6年4月より
<ul style="list-style-type: none"><li>• 1件（1レセプト）につき、 自己負担額から2,000円を 控除した額の<u>8割</u></li><li>• 会員の自己負担上限1万円</li><li>• 単年度の受診分の給付上限<u>50万円</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1件（1レセプト）につき、 自己負担額から2,000円を 控除した額の<b>7割</b></li><li>• 会員の自己負担上限1万円→<b>廃止</b></li><li>• 単年度の受診分の給付上限<b>30万円</b></li></ul>

※給付する際、100円未満は切り捨てます。


※療養補助金の給付を受けるためには、**請求が必要です。**





# 療養補助金のメリット

生涯保障

- ① 入院だけではなく、**通院にも給付**がある。
- ② 入院、通院の**給付日数に制限がない**  

- ③ 保険適用分であれば、**疾病、診療科に関係なく給付**がある  
→ 一般の民間会社の医療保険では適用とならない、**歯科、眼科、皮膚科、調剤薬局、整骨院等も給付の対象**
- ④ 窓口で支払った保険適用分の医療費が高額な場合、**自己負担が半分以下で済む。**

## ～注意事項など～

- ☆ 予防接種や人間ドックの費用、入院時の食事代、差額ベッド代、医者への同意のない鍼・灸・マッサージ、先進医療、介護など、「健康保険対象外」のものは給付の対象外です。
- ☆ 市町村や健康保険の保険者から払い戻し（附加給付や高額療養費など）がある場合には、自己負担額からその額を引いた金額が給付の対象となります。
- ☆ 請求期限は、受診月の翌月から起算して2年以内です。
- ☆ 身体障害者手帳1級・2級（市町村によっては1～3級）の方は、市町村から医療費の助成（所得によっては受けられない場合があります）があり、自己負担額はひと月1,000円もしくは無料となります。したがって、退職互助部の療養補助金は該当しないこととなります。

# 地区の区分



地区	居住地
中央南	大淀川以南で国道220号線・源藤町境までの西側の宮崎市
中央東	大淀川以南で国道220号線・古城町境までの東側の宮崎市
中央北	大淀川以北で国道10号線より東側の宮崎市
中央西	大淀川以北で国道10号線より西側の宮崎市、東諸県郡
県南	日南市、串間市
都北	都城市、北諸県郡
西諸	小林市、えびの市、西諸県郡
児湯	西都市、児湯郡
日向	日向市、東臼杵郡
延岡	延岡市
西臼杵	西臼杵郡

地区によっては「班組織」があり、情報共有を図っているとところもあります。

※退職互助部に参加されるとお住まいの場所によって地区が分かります。

# 退職に伴う手続きについて

**重要**

定年延長をされる方以外、皆さんに手続きが必要です！



令和6年3月末に退職する方、ご連絡ください。

【退職に伴う書類について】

令和6年2月～3月下旬に資料を送付します

※必ず内容を確認してください

手続き  
方法は  
3通り

1) 「退職に伴う給付等手続き説明会」への参加

2) 郵送による書類のやり取り

3) 互助会事務局での個別相談

# 「退職に伴う給付等手続き説明会」

令和6年4月上旬、各地区で「説明会」を開催！

1. 現職の退会手続き  
(「セカンドライフ助成金」等の請求手続き)
2. 「退職互助部」の事業説明と加入手続き
3. 「教職員積立年金」の受給手続き及び相談  
(加入者のみ)

日程・会場は、3月号の**互助会報**でもお知らせします。